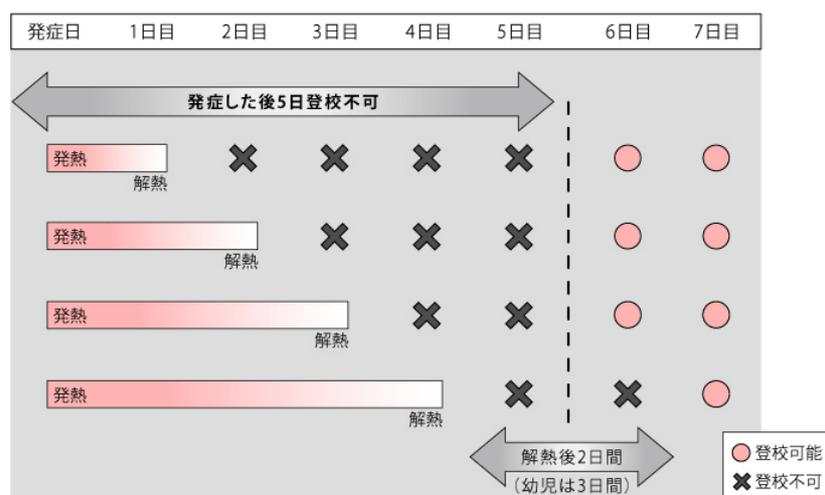


インフルエンザと診断された患者さん・ご家族の方へ

【インフルエンザと診断されたら】

- 2～3日間、発熱やその他の症状が続きます。
- 呼吸困難、食事が摂れない、強い頭痛、意識障害などがある場合、3日経過しても高熱が続く場合は肺炎などの合併症や他疾患の可能性があるため医療機関を受診してください。
- ご家庭ではご本人だけでなく、ご家族もマスク着用、手洗い・うがいを徹底してください。
- 学校保健安全法では、「発症後5日間を経過し、かつ、解熱後2日間（幼児は3日間）を経過するまで」の出席停止が定められています。



- 職場への出勤についての明確な規定はありませんが、感染拡大予防の観点から「発症後5日間を経過し、かつ、解熱後2日間を経過するまでの自宅療養」が望ましいです。

【インフルエンザの患者さんご家族の方へ】

- 発熱などの症状が無い場合は、検査の必要はありません。迅速検査の性質上、インフルエンザにかかっていない証明もできません。どうしても検査を希望される場合は、自費での対応になります。（初診料 2,820 円＋検査料 3,320 円＋消費税）
- 予防的にオセルタミビルを内服することは可能ですが、発症を確実に予防することは出来ません。また、自費での対応になります。（初診料 2,820 円＋薬剤料 2,090 円＋消費税）

【治癒証明書について】

- インフルエンザの治癒を証明することはできません。
 - 厚生労働省通達 「地域の事業者などに対し（中略）従業員等の再出勤に先立って医療機関を受診させ 治癒証明書を取得される意義はないことについて、周知すること」
 - 文部科学省通達 「再出席に先立って治癒証明書を取得させる意義はないと考えられますので、適切に対応くださるようお願いいたします」

【診断書について】

- 学校や職場へインフルエンザ陽性の診断書が必要な場合は職員にお伝えください。（診断書料 学校：無料、職場：1,000 円＋消費税）
- 当院では治癒証明に代わり、インフルエンザ陽性と診断すること、発症後5日間を経過し、かつ、解熱後2日間（幼児は3日間）の自宅療養が望ましい旨の診断書を作成できます。